

Title	第九回犯罪生物學協會會議
Sub Title	Reports on the 9th congress of criminal biological association in freiburg in breisgau on 8th to 10th November 1957
Author	宮澤, 浩一(Miyazawa, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.1 (1958. 1) ,p.63- 69
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580115-0063">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580115-0063</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



## 第九回犯罪生物學協會會議

宮澤浩一

犯罪生物學協會の第九回總會は、南ドイツの小さな大都市フライブルクの大學のアウラで開かれた。會議は十一月八日から十日の三日間にわたり、第一、第二日は研究報告と討論に當てられ、第三日はバスにて獨佛國境の小村ブライザッハから、佛國內のホルマーに旅行をした。

會議の第一日は、折悪しくそぼふる雨に加えて、ドイツ特有の寒さが厳しかつたけれども、ドイツの各地、オーストリア、スイス、ザールブルュッケン、更には遠く南アメリカ、加えて各國の留學生の有志、傍聴のフライブルク大學學生も参加し、近代的なアウラも超満員の盛況であつた。日本からは、神戸大學の福田平助教授、フライブルクの比較刑法研究所に来て居られる早稻田大學の中村英郎助教、内田武吉講師、それに私が参加の機會を得た。二、三年に一度開催される會合であるだけに、誠に幸運であつたと申してよいであらう。

この會議には、テーマが二つあつた。一つは「早期犯罪」その判

斷と對策」であり、他は「少年犯罪者の人格像」である。

以下、私が理解し得た限りで、如何なる點が論じられたかを素描し、現在ドイツ刑法學、刑事學の一派が如何に考へているかを御報告申上げることとした。

まず、おことわりしておくことは、この傾向はドイツ刑事學の大勢を示すものではないが、しかし主流を形成していることは疑いなしといふ點である。以下の論述でも分る通り、アメリカ刑事學の主流である犯罪社會學の傾向とは、大分形相を異にする點が指摘される。ともあれ、刑事學を刑法改正のための有力な手がかりの提供者たらしめんとする努力を、筆者は大いに感じとつたものである。

次に、學會報告を書く筆者の能力についてあらかじめおことわりしておきたい。それは會議場で、一切レジュメを手にとることなく、自分の耳を頼りに、研究報告を聞いて書き集めたノートがこの報告の基礎である。従つて、聞き落しや誤解のおそれが多いことと思ふ。私としては、充分努力はしたつもりであるが、それでも多くの缺陷はあらう。いづれこの會議で發表された論述には手が加えら

れて、「犯罪生物學の現代的諸問題、第三册」として發刊されると思うが、それは毎回の例によれば半年乃至は一年の後になる。それ迄、不完全ながら、本稿がつなぎの役でもはたし得ることが出来るならば、筆者の努力は報いられたと考へたい。

### 第一日(十一月八日 金)

會議は、前年度まで會長をつとめていたミュンヘン大學のメツガー教授に代つて、新たに會長となられたチュービンゲン大學教授クレッチュマー氏の簡単な挨拶を以つて始められた。次いで聯邦司法大臣代理が刑法改正委員會の改正草案と刑事學の寄與につき簡単な挨拶を述べ、オーストリア司法相、バーデン・ヴェルテンベルク州司法相の各代理の簡単な挨拶がこれに續いた。そして最後に、フライブルク大學の法學、國家學部長のトーマス・ヴェルテンベルガー教授が、歓迎の挨拶をされて、前回の會議の後に亡くなつたグラーツ大學のゼーリッヒ教授、ハイデルベルク大學のミッテルマイヤー教授、ケルン大學のボーネ教授のために默禱をして式は終つた。

報告の午前の部は、クレッチュマー會長が自から座長を勤められ、遠く南米のヴェノス・アイレスのサンタフェ大學のルイス・ヒメネス・ドゥ・アンハア (Luis Jimenez de Asua) 教授が、「スペインの法思想とそのヨーロッパに於ける意義」と題する講演をされた。その内容は、刑罰の本質、責任、刑法體系等について、十七世紀頃からスペインの諸家の學說を順を追つて説明されたようであるが、遺憾ながら餘りにもナマリのきついドイツ語と、スベ

イン名の學者の数がつきつきと出て来るのに、全く困惑してよく分らなかつた。大半の聴集も當惑して、ささやき合つていた。立派な講演の内容を、活字として讀みたいと思つたのは、筆者ばかりではあるまい。午前の部はこれで終つた。

午後は、ヴェルテンベルガー教授の司會で、いよいよ本會議のテーマにつき討論がなされた。

チューリッヒ大學エルヴィン・フライ教授 刑事學と刑事政策、特に早期犯罪を願慮して

まず、自分の刑事學的豫後の方法としての「要點處理法 (Punkt-Verfahren)」に對し、特にレフエレンツの批判(後述)があるけれども、自分としてはこのような懷疑を一應度外視して、刑事裁判、刑事政策に對する豫後の意義を強調したい、と述べられる。

犯罪生物學的方法是たしかに効果はあるけれども、生物學的社會學的、體系的刑事學的な早期犯罪の研究がより有用である。

犯罪豫後というものは、應用刑事學として刑事裁判に寄與をしてきたが、刑法改正に際してもこれは充分斟酌されるべきである。

早期犯罪を適確に把え、犯罪人の人格の發展を正しくとらえるため、その正しき認識のための、自分の思索は歸納的方法なのである。

早期犯罪に對する刑事學的豫後は、立法的にどう考慮されているか。刑事學的に根據のある結論が法の形をとつたことがあるうか。人格の繼續的發展に對する法の考慮は如何にあるべきか。反社會的な者に對し治療處分は可能であるだろうか。

ここでスイス少年刑法特にその九五條を例にとつて、これを一應妥協的な解決ではあるが、一つの立法的解決であるとされる。ここにある監禁 (Einschliessung) は、單に行爲責任のみでなく、その基礎には、人格に對する顧慮がある。更に教育監置の規定、特に教育の困難な、改善不能な慣習犯に對しては豫防の處分等、特別な施設を必要とする。ここで更に保安監置の問題、刑の條件附免除の問題に對して、刑事學的豫後の研究の寄與する點も強調される。

そして、「罰する代りに治療を」という主張を強く出される。行爲刑法でなく責任刑法と、豫後の問題は結びつくのであり、責任の程度になつた刑の量定という要諦は、特別豫防を考え併せた刑の量定とは相容れない。たしかに、改善の思想は行刑の理想ではあるが、その獨占は考えものである。

刑事學的豫後の研究は、刑事立法、刑事政策の補助者であるが、同時に罪刑法定主義との關聯で限界を劃するという使命も持つている點を強調して結ばれた。

ハイデルベルク大學私講師ハインツ・レフエレンツ 刑事學的豫後の諸問題

報告者は、すでに同じテーマを全刑法雜誌第六八卷二三三頁以下、更に「兒童の犯罪性」に發表されている。今回の報告は、それを要約したものであると言えよう。

まず刑事學的教育に對し、悲觀主義的であつてはならない點を強調し累犯性の本體を早く豫後的にとらえることの必要を強調する。

これについての各種の試みに對し、一つずつ吟味を加える。犯罪

生物學研究所の質問用紙制 (Fragebogen-system) は、拘禁といふ限界狀況にある者のとる制約的態度が基礎にあり、その他判斷者の主觀的な判斷の餘地が多い點も指摘されよう。統計的な豫後についても疑問の餘地が充分にある。フライ教授の「要點處理法」も注目すべきものではあるが、疑問の餘地は多い。心理の全體の考察、人格の動的發展をとらえることが可能であるかどうか。

環境と豫後の問題について注意すべきは、環境に對し犯罪者が敏感であるかどうかによつて評價が異ならなければならないという點である。刑事學的豫後の成果を、裁判官による個別的豫後に適用することはむずかしい。犯罪の内的な原則的原因を靜止的にみることは危険である。豫後という言葉は自體も、醫學で「肉體的因果的に經過する疾病過程の豫知を意味するのと、一人の人間の將來の判斷及び行爲の豫告」という刑事學的豫後とは、幾分違ふ」という點は考えなければならぬ。

累犯罪罪性を形成する要因と見なされうる要素を、回顧的に見出すことは容易であるが、豫見的な、本來的豫後的な研究について確實な基礎は作られない。刑事學的豫後にはこのようなまだまだ解決しなければならない餘地が澤山に残されている。

ウィースバーデン參事官ナース 豫後表に於ける心理學上の過誤原因とその除去

豫後を統計的方法によつて研究する際には數値を慎重に扱ふ必要がある。累犯の問題を考える際には、社會復讐が期待出来るか否かが問題である。行爲者についての研究も重要であるが、行爲者の狀

況も忘れてはならない。豫後表には犯人の刺戟に對する感受性もと  
りあげる必要がある。環境の状態がよくないからといって、累犯者  
になるかどうかは疑問である。ここに刺戟状態に對する顧慮の必要  
が認められる。刺戟の強さが、それを受けとつた者にどのようによ  
響をしたか。家庭關係が犯人にどのような作用をしているか。前科  
が當該個人にどういふ影響をもたらしたか。

素質と環境の問題についても、その中には抑制力の缺如とかその  
他の要素が非常に多く結合している。従つて一つの徵表の背後にあ  
る要素を分析する必要がある。人格構造を研究する必要があるにあ  
る。抑制缺如等の副次的要素を充分考慮すべきである。

とにかく、犯人の豫後を考える場合に、その精神的状態をとらえ  
るためには、單に唯一の客觀的基準で全體像をみるのは危険である。  
心理學的な成分を分析する際に注意すべきことは、それを行爲者  
人格の構造と關聯せしむべきことである。

刑事政策的豫後の手がかりとして、行爲の分析を行う際に注意し  
なければならぬ點は以上の如くであり、右の點を充分考慮すれば  
豫後に於ける誤りは除去しうるであらう。

なお第二番目にグライツ大學講師のペラビック氏が「早期犯罪、  
累犯豫後、累犯形式」を發表する筈であつたが、都合で出席しな  
かつた。

報告が終つてから、クレッチェナー教授が「成熟度と成長の關係  
を犯罪生物學的に研究した成果をとりあげる必要がある、それと精

神治療と密接な關係がある」旨の短い感想を述べられ、討論に入つ  
た。論點は精神分析の方法を用いる可否、ドイツ少年法でも充分人  
格要素の顧慮を行つている旨のフライ教授に對する反論等が注目を  
ひいたにすぎない。

第二日(十一月九日 土)

フライブルク大學私講師H・ゲッペルト 少年犯罪者の精神療法  
について

刑事責任の問題と共に、醫者は犯人の社會復歸化の問題にも關與  
しなければならぬ。ヒステリー性の障害、ノイローゼ症を考へる  
と、病氣は肉體的なものであるという問題に限界があることを知  
る。フロイドの取りあげた無意識の問題には、批判の餘地はあるけ  
れども、この點を追及する手がかりを與えたことは價値がある。我  
々は神經症の人間に刑事責任があるか、それを如何にして認識しか  
つ治療を加へるべきであるか。

ここで報告者は數枚の天然色スライドを用いて、具體例につき、  
そのノイローゼ症狀、發育不全、異性に對する反應、エディプス・  
コンプレックスの原因等を説明し、子供の通常の成熟の障害となつ  
たものを分析してゆく。そこで取りあげるのは、家庭環境の平穩さ  
を缺いている状態、兒童がそれにどのような感覺を持つてゐるか、  
父親との間に葛藤がどうして起つたか等につき細かい説明を加え  
る。

母親の愛と父親のそれとが、對子供との關係の差異から、當然別  
種のものであり、それが分析の結果どのように現われるか。それに

對する適切な治療處分はどうあるか。

特に少年の性的犯罪が、彼の生活環境ではごくまれた羞恥感情、情緒的狀態、エロティックな會話と如何に關係するかという點を、實在狀況との關聯で明確にする必要を説く。

兒童の治療に際し、特に必要なこととして、自己の價值、その存在の人格的價值を自覺せしめることを強調して結びとされた。

聽集は大いに感銘を受けたようである。

カッセル衛生局參事ビエツチュ博士 精神治療家から見た行刑に於ける早期犯罪者の處遇

この人の報告は、原稿を早口で棒讀みにするので、實にノートがとりにくかつた。聽集もざわつて、「もつとゆつくり」と數回注意するといつた具合。

まず犯罪が精神的な現象と關聯することをあげ、單に犯罪生物學的なもののみでなく、人格の本體 (Lubstanz) に注目する。全人格構造を單に法倫理的觀點でのみとらえるのでは不充分である。環境要素の願慮も勿論であるが、體系的な人格構造をとらえ、適切な處分を加えることが最も重要である。従つて治療を加えることが最も重要である。従つて治療は單に生物學的な發育という點のみではなく、精神狀態に適切な處分であるべきである。そのためには、犯人の生活歴をとりあげ、彼の考え方の素材となつているものを分析して考えることも必要である。即ち彼の自我中心的な諸事象の裏には何があるか、生活と處世のあり方に如何なるコンプレックスがあるかを理解して、正しい治療を加えるべきである。

ロッケンベルク少年院ノイラント 心理學者から見た行刑に於ける早期犯罪者の處遇

行刑に於ける處遇を 1. 特に改正との關聯でその成果を吟味し、2. 方法の實效性を分析してみる。少年に對する不定期刑、假釋放に對する手がかりを與えたことがかつてあつたか。人格の特性を知らないで行うのは實效性のない處分である。その方法として、刑務所に於ける收監者を考察し人格像を求めるところに缺陷がある。3. 刑務所では正しい考察を行う機會が少ない。短期釋放をしてプロベーションを行うことで幾分の成果はあげ得よう。しかし刑務所の中での話から調査の絲口を見つける試みに對しては、意識的な欺瞞が入る餘地がある。刑務所という、秩序を強制する施設は不愉快な生活條件であり、外見的な改善で満足してしまふ危険を感じる。適切な心理學的教育的な觀點からの處分が望ましい。この點から、教育家の使命が強調されるが、その効果を上げるためには心理學者の協力が是非とも必要である。

報告の後に、クレッチェマー教授から、素質の要素を精神治療に際して忘れてはならない。人格の構造分析の結果、人間をその生活行動に適合せしめるよう導くべきである。その際には、身體の狀態が如何であるか、知的な素質があるのかを追及する必要がある旨の發言があつた。なお、午前の部の司會者として、列席者もよく知らない心理學の教授らしい人がこれに當つた。

午後の部は、ヴェルテンベルガー教授が司會に當られ、第二のテ

「マ」少年犯罪者の人格像」について報告があつた。

チュービンゲン大學ヒルシュマン教授 破瓜期の本能變容による衝動犯罪

衝動の變容と肉體の發育との相關關係から説き、刺戟に對する感應性(Reizbarkeit)、發育の經緯、感情危機(affektkrise)等々、破瓜期にしばしば現われる原始反應的衝動(Primitive-reaktionäre Trieb)との關聯で説明し、思春期特有の自己沈潜的(antistich)な特徴、その反動としての短絡行爲(Kurzschlussandlung)、心理的異常行爲を人格の成育、肉體的發育と關聯させて、破瓜期特有の形態としてひき出す。

その單的な現象としての性的な衝動エネルギーとそれを抑えられない者について、その判斷基準は生物學的成長である點を指摘する。

精神病の傾向については、精神構造と衝動との間に關係はないか。性的領域は精神的發達狀態と關係を有する。更に、犯人の生活歴とその成長經過との間に關係がある。特に父親、母親の生活根底と關係がある。早期破瓜期は何時はつきりした性的關心と自覺が生れるかという點から決定されるべきである。體格、素質との關聯、平均人よりも強いかどうかという心理的な面をみるべきである。

同性愛の問題については、これは完全には素質的なものではない。發達生物學的な面で異性に對する關心が生れ、その性的對象の變形として考えているかどうかを判斷すべきである。それによつて快樂の感情をもちうるか否かでその傾向が異常か否かを判斷出來

る。破瓜期の同性愛的傾向が後に衝動になるかどうかはむずかしい問題である。

チュービンゲン大學レンプ博士 幼兒期の腦障害と成熟犯罪

幼兒期の外傷が後に發達障害となるか。成長のテンポに影響を與えたであろうか。成熟に障害を與えたか。非調和的な肉體の發達と相關關係があるだろうか。この關係が刑事學的に意味を持ち、刑事學的な豫後に意味をもつか。犯人の犯罪の生涯にどのような役割を示すか。心理・社會學的にどう考え併るべきか。神經科の臨床と關係をもちうるか。

論者はスライドにて表を示し、早期犯罪との間に相關關係ありとする(筆者は數值的に疑問)。刑事學的な問題性を述べ、腦の外傷が、後になつて接觸障害(Kontaktstörung)になるかどうかを考へる。結論として刑の執行に於てもこの事實を考へ併せ、少年犯罪の防止にも充分とりあげて然るべきことを強調する。

フライブルク大學ガナル氏 少年犯罪者の傳記

この報告は、少年犯罪者の書いた生い立ちの記を素材として、その内容を發達心理學的觀點、教育學的觀點、精神治療學的觀點、精神體學的(psychosomatisch)な觀點で分析することを提案したものであり、具體例を澤山読みあげた。社會復帰は如何にすれば可能かという問題に手がかりが與えられる、という。例えば、一つの傳記を読み、この内容から素質、環境、社會構造が統一的全體的にどのように具體的個人と關聯するか。同じ環境にある兄弟の中で特

に犯罪者となつた事情は何か、良心の形成過程等をうかがい知ることが可能であり、これは精神治療に大いに寄與する。この方法を用いれば、人間の全體生活を眺めることが可能であり、犯罪的徴表を發見する故に、犯人類型學にも大きな寄與をなし、醫學の鑑定人にも手がかりを與えうる、とする。

討論を終えて質問に入つたが、「精神分析の方法」を強調する者、「犯罪人を組織的に考察することの必要」を説く者、家庭環境を強調する者等、内容としては注目をひくものは少なかつた。

### 第三日（十一月十日 日）

獨佛國境の町コルマー、ブライザッハを訪れたバス旅行は、その美術館、十六世紀の教會のいづれも深い感銘を與えた。しかしそれ以上に、ライン川の鐵橋を渡れば、そこでは言葉も國民感情も違ふ民族が住んでいるという事實が、我々孤立した島國に住む者にとつては印象深かつた。

ここはかつてジグフリード線、マジノ線がにらみ合い、互にたつき合つたところとか。二つの町は完全に壊滅したらしく、すべては新らしく、古い壁には彈痕が生々しかつた。

トーチカの殘骸、幾重にもめぐらした空の堀、たたきつゞされた要塞の跡、すべては戰爭の傷跡を物語る。私はこの状態を見て、今度の學會で、何か充たされたい、心に一つ隙間があるような感じがあつたことに氣がついた。戰爭というこの痛ましい出來事が、犯罪者の精神的外傷となつているという事實を誰も語つてはいなかつた。これは犯罪社會學の對象かも知れない。しかし街にはハルプシ

ユタルケン (Halstarken) 半分強いの意味) と稱する太陽族をかかえているドイツ刑事學は、この面の研究がもつともつと行われてしるべきではないかというのが、私のいつわらぬ感想であつた。(一九五七年十一月二日、ティティー湖畔にて稿了)